○住むなら宇和島応援金給付要綱

令和４年４月１日

要綱第74号

（趣旨）

第１条　この要綱は、宇和島市への移住を促進するとともに、子育て世帯の定住を図るため、住宅の新築又は中古住宅の購入に要する経費に対し、住むなら宇和島応援金（以下「応援金」という。）を給付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　住宅　玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、居住用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅（居住部分の延べ床面積が総面積の２分の１以上のものに限る。）をいう。

（２）　住宅の新築　新たに建築された住宅で、建築工事完了の日から１年を経過せず、かつ、人が居住したことのない住宅を建築又は購入することをいう。

（３）　中古住宅　宇和島市空き家バンクに登録されている住宅をいう。

（４）　移住者　令和４年３月１日以降に本市に転入した者のうち、転入した日の前日から起算して過去１年の間に本市に住所を有しておらず、転入後１年を経過していないもの

（５）　移住世帯　世帯員の半数以上が移住者で構成されている世帯

（６）　子育て世帯　申請時において世帯員に18歳未満の者（申請日が属する年度の４月１日時点において18歳未満である者）又は妊婦を含む世帯をいう。

（応援金の給付対象者）

第３条　応援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、移住世帯又は子育て世帯の世帯主であって、次のいずれにも該当するものとする。

（１）　世帯員のいずれかが住宅の新築又は中古住宅（３親等内の親族が所有するものを除く。）の購入に係る契約を行い、当該住宅の所有権を有する者

（２）　世帯全員（同居する親の世帯を含む。）に前住所地を含め市町村税等の滞納がない者

（３）　取得した住宅に、応援金の申請日から１年以内に入居し、引き続き５年以上定住する意思がある者

（４）　世帯全員（同居する親の世帯を含む。）が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない者

（５）　過去に応援金及び宇和島市移住者住宅改修支援事業費補助金の給付を受けたことがない者

（給付対象経費）

第４条　給付の対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、住宅の新築又は中古住宅の購入に要する50万円以上の経費（土地購入費を除く。）とする。なお、中古住宅の購入に要する経費の売買契約書等で住宅の購入額が不明な場合等においては、当該住宅及び土地の固定資産税評価額の比率により給付対象経費を算出することとする。

（応援金の額）

第５条　応援金の額は、給付対象経費に10分の１を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）又は50万円のいずれか低い額とする。ただし、世帯主又は世帯主の配偶者の親と同居する場合は、15万円を加算する。

（給付申請）

第６条　応援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住むなら宇和島応援金給付申請書兼請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　取得した住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し

（２）　取得した住宅及び土地の固定資産税評価額が確認できる書類（中古住宅の購入の場合）

（３）　給付対象経費を支払ったことを証する書類

（４）　取得した住宅に係る登記事項証明書の写し

（５）　取得した住宅の位置図及び各階平面図

（６）　世帯全員の市町村税等の滞納がないことを証する書類

（７）　応援金振込口座を確認できる書類の写し

（８）　その他、市長が必要と認めた書類

２　前項に規定する申請書の提出期限は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める提出期限とする。

（１）　移住世帯が申請する場合　転入日から起算して１年以内かつ取得した住宅の新築又は購入の日から起算して６か月以内。

（２）　子育て世帯が申請する場合　取得した住宅の新築又は購入の日から起算して６か月以内。

（給付決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、応援金の給付を決定し、「住むなら宇和島応援金給付決定通知書（様式第２号）」により、申請者に対し通知するとともに応援金を給付するものとする。

（給付決定の取消し）

第８条　市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、応援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正の手段により、応援金の給付決定を受けたことが判明したとき。

（２）　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（応援金の返還）

第９条　市長は、前条の規定により応援金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が給付されているときは、期限を定めて給付決定者にその返還を命ずることができる。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、応援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日要綱第57号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和６年４月１日要綱第36号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第６条関係）

住むなら宇和島応援金給付申請書兼請求書

年　　月　　日

宇和島市長　　様

申請・請求者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

電話番号

住むなら宇和島応援金給付要綱第６条の規定により、応援金の給付を申請します。

１　申請・請求者欄

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 応援金申請・請求額 | | | 円 | | | | |
| 申請・請求者の区分  （該当するいずれかにチェック） | | | □移住者世帯  　・宇和島市の住民となった日（　　 年　 月　 日）  　・前住所地（　　　　　　　　　　　　　　　　）  □子育て世帯 | | | | |
| 新築又は購入物件の状況 | | | 区分 | | □住宅の新築　　□中古住宅の購入 | | |
| 所在地 | |  | | |
| 給付対象経費 | | 円 | | |
| 完成(購入)日 | | 年　　月　　日 | | |
| 登記日 | | 年　　月　　日 | | |
| 世帯員の状況  （同居する親の世帯を含む。） | 氏名 |  | | 続柄 |  | 生年月日 | 年　 月　 日 |
| 氏名 |  | | 続柄 |  | 生年月日 | 年　 月　 日 |
| 氏名 |  | | 続柄 |  | 生年月日 | 年 　月 　日 |
| 氏名 |  | | 続柄 |  | 生年月日 | 年 　月　 日 |
| 氏名 |  | | 続柄 |  | 生年月日 | 年 　月　 日 |
| 確認事項 | □住むなら宇和島応援金給付要綱第３条のいずれにも該当します。 | | | | | | |

２　振込口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込口座 | 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 種類 | 普通　　／　　当座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義（漢字） |  |
| 口座名義（ふりがな） |  |

※申請・請求者名義の口座を記入してください。

（次ページも必ずご確認ください。）

３　添付書類

（１）　取得した住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し

（２）　取得した住宅及び土地の評価額が確認できる書類（中古住宅の購入の場合）

（３）　給付対象経費を支払ったことを証する書類

（４）　取得した住宅に係る登記事項証明書の写し

（５）　取得した住宅の位置図及び各階平面図

（６）　世帯全員の市町村税等の滞納がないことを証する書類

（７）　応援金振込口座を確認できる書類の写し

（８）　その他、市長が必要と認めた書類

**【同意事項】※すべての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。**

**□　申請の日から５年間、宇和島市に継続して居住する意思があります。**

**□　以下のいずれかに該当したことにより、給付決定の取消しを受け、応援金の返還を命じられた場合には、速やかに返還に応じます。**

**・虚偽その他不正の手段により応援金の給付決定を受けたことが判明した場合**

**・その他市長が不適当と認める事由が生じた場合**

**□　給付要件の該当等を審査等するため、宇和島市が申請者及び世帯員の住民基本台帳等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の関係機関等に求めることに同意します。**

**□　公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。**

様式第２号（第７条関係）

住むなら宇和島応援金給付決定通知書

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

宇和島市長

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった応援金の給付については、次のとおり決定したので、住むなら宇和島応援金給付要綱第７条の規定により、通知します。

　給付決定額　　　　　　　　　円

（備考）

住むなら宇和島応援金給付要綱第８条の規定に該当する場合には、応援金の給付決定を取り消し、期限を指定して応援金の全部又は一部の返還を求めることがあります。